

## Ⅱ 養護者による障害者虐待への対応

# 1. 養護者による障害者虐待の防止と対応

## 1 障害者虐待の防止に向けた取組み

### (1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

- ・ 障害者虐待は、特定の人や家庭で起こるものではなく、どこの家庭でも起こりうる身近な問題であること。
- ・ 養護者本人には虐待をしているという認識がない場合もあること。
- ・ 虐待を受けている障害者自身も、虐待だと認識できない、被害を訴えられないなどの場合もあること。

など、障害者の権利擁護、障害や障害者に関する正しい理解、障害者虐待に関する適切な知識について広報・啓発を進めることが必要です。

障害者虐待は、障害者に対する重大な権利侵害であり、住民一人ひとりがこの問題に対する認識を深めることが障害者虐待を防ぐための第一歩となることを広報・啓発していきます。

### (2) 虐待防止ネットワークの構築

虐待の防止や早期の対応等を図るために、市が中心となって、以下のような関係機関との連携協力体制を構築していくことが必要です。

- ① 虐待の予防、早期発見、見守りネットワーク  
地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、身体障害者相談員、知的障害者相談員、家族会等
- ② サービス事業所等による虐待発生時の対応（支援）ネットワーク  
障害福祉サービス事業者や相談支援事業者など
- ③ 専門機関による介入支援ネットワーク  
警察、弁護士、精神科を含む医療機関、社会福祉士、権利擁護団体など

これらのネットワークを構築するため、地域自立支援協議会の下に権利擁護部会を設置するなどして、定期的に、地域における障害者虐待の防止等に関わる関係機関等との情報交換や体制づくりの協議等を行い、これを通じて地域の関係機関のネットワークの強化を図っていきます。

### (3) 養護者支援による虐待の防止

在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。また、他の家族等の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

障害者虐待の問題を障害者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、障害者や養護者・家族に対する支援を行うことが必要です。

リスク要因を有する家庭を把握した場合には、その要因を分析し、居宅介護や短期入所などの制度の活用等、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待を未然に防いでいきます。

## 2 障害者虐待の早期発見に向けた取組み

### (1) 通報義務の周知

障害者虐待防止法では、障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、障害者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。（第6条）

また、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならないとしています。（第7条第1項）

なお、18歳未満の障害者に対する養護者虐待に関する通報は、障害者虐待防止法ではなく、児童虐待防止法を適用します。

市においては、地域住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、問題の早期発見につなげることが重要です。そのためには、広報紙や啓発ポスター、パンフレットなどにより広く地域住民への周知を図るとともに、障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにし、当事者が虐待について理解することや、障害者本人が虐待被害を訴えることができるよう支援します。

## (2) 早期発見に向けて

虐待を早期に発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。障害者が障害福祉サービスを利用している場合には、担当の相談支援専門員や障害福祉サービス事業所の職員は、障害者の身体面や行動面での変化、養護者の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

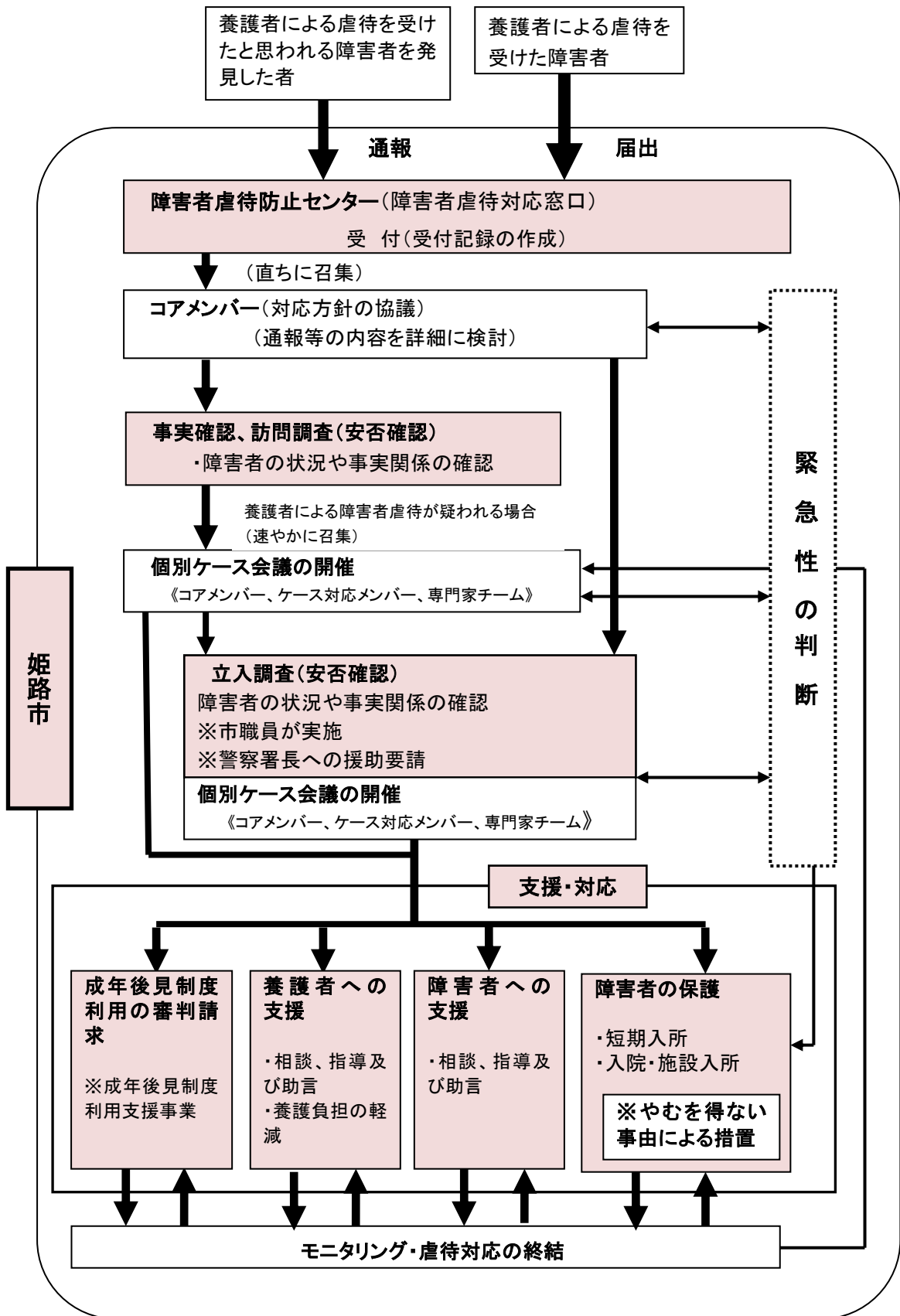
また、市においては、地域の見守りネットワークや虐待発生時の対応（支援）ネットワークを構築することで、障害者虐待の早期発見に努めます。

なお、虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱いなどが前兆となる場合もありますので、このような虐待の芽に気が付くため、チェックリスト等を利用し確認してください。

障害者や養護者・家族等に虐待が疑われるサインがみられる場合には、積極的に相談に乗って問題を把握するとともに、事業所が適切な対応をしない場合には、発見者は一人で問題を抱え込まずに速やかに障害者虐待防止センターに通報してください。

なお、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないとされており（第8条）、こうした点についても十分に周知します。

## 養護者による障害者虐待への対応フロー



## 【参考】障害者虐待発見チェックリスト

虐待が疑われる場合の「サイン」としては、以下のものがあります。複数の項目に当てはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断してください。これらはあくまで例示なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと即断すべきではありません。類似の「サイン」にも注意深く目を向けてください。

### 【身体的虐待のサイン】

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	身体に小さな傷が頻繁に見られる
<input type="checkbox"/>	太ももの内側や上腕部の内側、背中などに傷やみみず腫れるが見られる
<input type="checkbox"/>	回復状態がさまざまに違う傷、あざがある
<input type="checkbox"/>	頭、顔、頭皮などに傷がある
<input type="checkbox"/>	お尻、手のひら、背中などに火傷や火傷の跡がある
<input type="checkbox"/>	急に怯えたり、怖がったりする
<input type="checkbox"/>	「怖い」「嫌だ」と施設や職場へ行きたがらない
<input type="checkbox"/>	傷やあざの説明のつじつまが合わない
<input type="checkbox"/>	手をあげると、頭をかばうような格好をする
<input type="checkbox"/>	怯えた表情をよくする、急に不安がる、震える
<input type="checkbox"/>	自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある
<input type="checkbox"/>	医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
<input type="checkbox"/>	医師や保健、福祉の担当者に話す内容が変化し、つじつまが合わない

### 【性的虐待のサイン】

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる
<input type="checkbox"/>	肛門や性器からの出血、傷が見られる
<input type="checkbox"/>	性生殖器の痛み、かゆみを訴える
<input type="checkbox"/>	急に怯えたり、怖がったりする
<input type="checkbox"/>	周囲の人の体を触るようになる
<input type="checkbox"/>	卑猥な言葉を発するようになる
<input type="checkbox"/>	人目を避けたがる、一人で部屋にいたがるようになる
<input type="checkbox"/>	医師や保健、福祉の担当者に相談するのを躊躇する
<input type="checkbox"/>	眠れない、不規則な睡眠、夢にうなされる
<input type="checkbox"/>	性器を自分でよくいじるようになる

【心理的虐待のサイン】

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度が見られる
<input type="checkbox"/>	不規則な睡眠、夢にうなされる、眠ることへの恐怖、過度の睡眠などが見られる
<input type="checkbox"/>	身体を萎縮させる
<input type="checkbox"/>	怯える、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす
<input type="checkbox"/>	食欲の変化が激しい、摂食障害（過食、拒食）が見られる
<input type="checkbox"/>	自傷行為が見られる
<input type="checkbox"/>	無力感、あきらめ、投げやりな様子になる、顔の表情が無くなる
<input type="checkbox"/>	体重が不自然に増えたり、減ったりする

【ネグレクトのサイン】

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍
<input type="checkbox"/>	部屋から異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、ゴミを放置している
<input type="checkbox"/>	ずっと同じ服を着ている、シーツが汚れたまま、下着が濡れたまま
<input type="checkbox"/>	体重が増えない、お菓子しか食べていない、他では勢いよく食べる
<input type="checkbox"/>	過度に空腹を訴える、栄養失調が見て取れる
<input type="checkbox"/>	病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない
<input type="checkbox"/>	学校や職場に出てこない
<input type="checkbox"/>	支援者に会いたがらない、話したがらない

【セルフネグレクトのサイン】

チェック欄	虐待のサイン
<input type="checkbox"/>	昼間でも雨戸が閉まっている
<input type="checkbox"/>	電気、ガス、水道が止められていたり、新聞、テレビの受信料、家賃の支払いが滞っている
<input type="checkbox"/>	ゴミが部屋の周囲に散乱している、部屋から異臭がする
<input type="checkbox"/>	郵便物がたまっただまま放置されている
<input type="checkbox"/>	野良猫のたまり場になっている
<input type="checkbox"/>	近所の人や行政が相談に乗ろうとしても「いいよ、いいよ」「放っておいてほしい」と遠慮し、あきらめの態度が見られる

【経済的虐待のサイン】

チェック欄	虐待のサイン
□	働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子が見られない
□	日常生活に必要な金銭を渡されていない
□	年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない
□	サービスの利用料や生活費の支払いができない
□	資産の保有状況と生活状況との落差が激しい
□	親が本人の年金を管理し、遊興費や生活費に使っているように思われる

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO法人PandA-J）を参考に作成



### 3 通報・届出の受理

#### (1) 通報・届出の概説

##### ア 国民の通報義務

障害者虐待防止法では、「養護者による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない」と規定しています。（第7条第1項）

「虐待を受けたと思われる」とは、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がある」という趣旨と解することができます。

また、「養護者による障害者虐待を受けた旨」を、障害者自ら届け出ることができます。（第9条第1項）

##### イ 関係者の早期発見義務

障害者の福祉に業務上関係のある者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければなりません。（第6条第2項）

##### 《障害者の福祉に業務上関係のある者》

- |                                                                                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体</li><li>○ 障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等は、「障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない」としています。（第6条第1項）

## ウ 通報・届出の窓口

養護者による障害者虐待に関する通報又は届出は、市に置かれる「障害者虐待防止センター」が受理します。（第32条第2項第1号）

「障害者虐待防止センター」は、市の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局等がその機能を果たすこととしています。（第32条第1項）

また、市は、障害者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、通報・届出の受理に関する業務を委託することができます。（第33条第1項）

この場合は、委託を受けた関係機関・民間団体が、「姫路市障害者虐待防止センター」として通報・届出を受理します。

なお、市は、障害者虐待防止センターを周知させなければなりません。（第40条）

## (2) 通報・届出の受理時に確認すべき事項

### ア 受付記録の作成

障害者虐待に関する通報・届出や相談を受けた職員は、必要な情報を聞き漏らさないようにするため、帳票・記録票（相談・通報・届出受付票）に基づいて、虐待の状況や障害者・養護者の状況、通報者の情報など可能な限り詳細な情報を記録します。

緊急性の判断を始めとした虐待対応は、この受付記録に基づいて行われます。できるだけ詳細で正確な情報を聞き取ることが、その後の適切な対応に繋がります。

## (3) 通報・届出を受理する際、通報者・届出者への対応に当たって留意すべき事項

### ア 通報等を受ける際の心構え

通報時に通報者が焦って連絡している場合は、まず、通報者に安心感を与えて、落ち着いて話せる環境を整えることが重要です。

そのため、職員は次の点をあらかじめ確認しておき、通報者の事情に配慮した対応を心がけるようにします。その上で、必要な事項をできるだけ詳細に聞き取るようにします。

## 《通報等を受ける際の留意点》

- 市や障害者虐待防止センターの職員には、受理した通報等に関する守秘義務が課せられています。通報等の内容や通報者の情報は、外部に決して漏れないことを伝えます。  
この守秘義務は、業務の委託を受けた関係機関・民間団体についても同様に課せられています。（第8条、第33条3項）
- 通報者の話の傾聴に努めます。受付記録を詳細に作成しようとするあまり、通報者の話の流れを無視して項目を順番に埋めるような質問にならないように留意します。
- 通報者は、戸惑いや不安の中で通報してくることがあります。詰問口調で尋ねたり、矢継ぎ早に質問したりすることがないようにします。

### イ 虐待の疑いを見逃さないための視点

虐待は、「虐待」という言葉を使って、通報が寄せられるとは限りません。相談として寄せられた事案であっても、虐待が疑われる場合があります。

また、相談者が、障害者の家庭環境や生活環境について、この程度は我慢せざるを得ない、仕方がないと思っている場合や、そもそも問題とは認識していない場合もあります。

相談等として寄せられた情報の中から虐待を見逃さないためには、聞き取った内容について通報等を受け付けるときに使用する帳票・記録様式（相談・通報・届出受付シート）によりチェックすること、また、複数の職員で聞き取った内容を検討し、虐待の疑いがないか協議することとします。

### ウ 通報等が障害のある当事者から寄せられた場合に必要な配慮

障害のある当事者が、虐待をされたと自ら届け出てくる場合や発見した虐待に関する通報を寄せてくる場合があります。

通報等の内容を正確に聞き取るため、障害種別に応じたコミュニケーション手段を確保します。例えば、聴覚障害の方のために手話通訳・要約筆記を手配する、視覚障害の方のために点字や音声により情報提供するなどの配慮が考えられます。

また、知的障害や発達障害のために障害のある通報者の意思確認が困難な場合は、通報者と日頃から関わりのある支援者や家族に協力を求めるなど、できるだけ正確に通報者の意思を確認するようにします。

ただし、こうした支援者や家族により虐待が行われている場合も考えられますので、協力者の選定に当たっては注意が必要です。

## 4 緊急性の判断と安全確保

### (1) コアメンバー会議の開催

#### ア 出席者

虐待の通報等があった場合、状況によっては緊急の対応が必要になります。

そのため、市は、関係者によるコアメンバー会議を開催し、虐待の有無の確認や緊急性の判断を行って、対応方針を決定しなければなりません。

通報受理者は担当課の管理職に通報内容を報告し、担当課の管理職はコアメンバー会議を開催するかどうか直ちに判断します。

コアメンバー会議は、市の担当課の管理職、障害者虐待防止センターの職員、通報受理者等が出席して行います。

必要に応じて、一時保護や立入調査といった市の権限に係る措置を速やかに決定しなければならないため、担当課の管理職の出席は必須になります。

なお、事案の内容によっては、庁内関係部局の職員や福祉・法律・医療等の専門職の出席を求めることもあります。

ただし、コアメンバー会議は、あくまでも直面する虐待に係る緊急の対応方針を速やかに決定することが目的です。長期的な支援方針等は、改めて個別ケース会議を開催することになりますので、迅速な判断を念頭に置いた出席者の選定に留意します。

#### イ コアメンバー会議において検討すべき事項

コアメンバー会議では、受付記録に基づき、次の点について検討します。

過去の通報や現在の支援内容等の情報がある場合は、それも参考にします。

会議に当たっては、緊急性の判断等に必要な情報を漏らさないようにするため、帳票・記録票（初動対応会議録～虐待対応支援計画書）を活用していきます。

##### ① 虐待事実の有無の確認

得られた情報を基に、

○「虐待の事実が確認された」

○「虐待の事実が確認されなかった」

○「虐待の事実があったかどうか明確に判断できない」

のいずれかに整理します。

虐待の事実の有無を判断する際には、障害者本人に自覚があるかどうかは問いません。また、養護者が一生懸命面倒を見ているといった事情は考慮しません。あくまでも客観的な事実に基づいて判断しなければなりません。

「虐待の事実があったかどうか明確に判断できない」場合は、虐待の有無の確認や緊急性の判断に必要な情報を収集するため、事実確認を継続します。対応を先送りしないため、期限を区切って迅速に事実確認を実施します。

「虐待の事実が確認されなかった」場合は、必要に応じて生活支援を行う関係機関に引き継ぎます。

## ② 緊急性の判断

虐待の事実があると判断した場合は、障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあるかどうかを判断します。

生命又は身体に重大な危険が生じていると判断した場合は、障害者を一時的に保護するため迅速に障害者支援施設に入所させる等の措置を講じなければなりません。（第9条第2項）

例えば、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法による施設への入所措置や入院等が考えられます。

### Point

緊急性の判断とは、具体的には、入所や入院といった一時保護のための措置を検討・実施すること、また、障害者の生命・身体の安全が確保できない場合に、立入調査の要否を検討することを指します。

## ③ 一時保護、立入調査の必要性を判断する根拠

虐待の事実があり、緊急性が高いと判断した事案については、一時保護の必要性を検討します。

検討に当たっては、障害者や養護者の心身の状況や生活状況、関係性、虐待の程度や頻度等を総合的に判断します。

また、緊急性が高いと判断した事例であるにも関わらず、障害者の生命・身体の安全が確保できない場合は、立入調査の要否を検討する必要があります。

### 《緊急性の判断（一時保護の要否の判断）の根拠例》

- 重篤な身体的外傷、脱水症状、栄養失調、衰弱が見られる。  
→ 入院の必要性を検討します。
- 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報がある。
- 器物（刃物、食器など）を使った暴力や脅しがあり、エスカレートすると生命の危険が予測される。
- 虐待を理由として、本人の人格や精神状況に著しい歪みが生じている。
- 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている。

- 虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない。
- 虐待者の人格の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり、改善が望めそうにない。
- 虐待に繋がる家庭状況、リスク要因がある。
- 障害者本人が保護を求めている。
- 障害者の安全確認ができない。
  - 施設への入所、親族・友人宅、ホテルの利用等による分離保護を検討します。

#### ④ 今後の担当者の決定

原則として、複数の職員で対応します。

身体的虐待やネグレクトが疑われる場合は、医療の専門職（医師・保健師・看護師等）を加えることがあります。

## (2) 初動対応の評価会議の開催

### ア 出席者

この評価会議は、コアメンバー会議で決定した対応方針に基づいて行った対応について、適切だったかどうかについて検討するものです。

市の担当部局の職員及び障害者虐待防止センターの職員が出席して行います。

### イ 評価の視点

ここでは、初動対応の目的である障害者の生命・身体の安全が確保されたかどうかについて評価します。

#### 《評価の視点》

- 対応の結果確認された事実を基に判断した場合、設定した目標を変更する必要があるか。
- 設定した目標に向けて、予定どおりに取り組むことができたか。（だれが、いつ、何をしたか。）
- 障害者本人の意向や状況はどうか。
- 養護者の意向や状況はどうか。

《設定した目標の変更の必要性を検討するための視点》

- 障害者の生命や身体の危険が回避されているか。
- 虐待が一時的に解消されているか。
- 障害者、養護者が介入を拒否していないか。
- 状況の変化により、新たな問題が生じていないか。
- 障害者本人の意向、生活状況に変化はないか。
- 養護者の意向、生活状況に変化はないか。
- その他の家族、近隣住民、関係者等に関する課題が生じていないか。

ウ 評価記録の作成

対応の実施状況、目標の達成状況、確認された事実については、評価記録を作成して把握・評価します。また、透明性を確保するため「虐待の事実が確認されなかった」場合や緊急措置を行った場合は、その結果について基幹相談支援センターに報告することとします。

## 5 事実確認、訪問調査

### (1) 事実確認の必要性

市は、障害者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、速やかにその内容に関する事実の確認を行う必要があります。（第9条）

ここで、「速やかに」は、何時間以内といった具体的な期限を示すものではありませんが、事案によっては直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられますので、状況に応じた対応を行います。

なお、児童虐待防止法の取り扱いにおいては、事実確認を48時間以内に実施することを目安にしています。また、このような対応は休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行います。

事実確認に当たっては、虐待を受けている障害者の安全の確認や、現在得られている虐待に関する情報のみでなく、障害者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。

訪問などによる事実確認の他、庁内の他部局、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所、民生委員・児童委員など当該障害者と関わりのある機関や関係者から情報収集し、障害者の状況をできるだけ客観的に確認するようにします。

## 《事実確認で把握・確認すべき事項》

- ① 虐待の状況
  - ・ 虐待の種類や程度
  - ・ 虐待の具体的な状況
  - ・ 虐待の経過
- ② 障害者の状況
  - ・ 安全確認・・・緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
  - ・ 身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
  - ・ 精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
  - ・ 生活環境・・・障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 障害者と家族の状況
  - ・ 人間関係・・・障害者と養護者・家族等の人間関係を把握（関わり方等）
  - ・ 養護者や同居人に関する情報（年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待との関わりなど）
- ④ 障害福祉サービス等の利用状況

## (2) 関係機関からの情報収集

事実確認にあたっては、庁内他部局をはじめ民生委員・児童委員や医療機関、障害福祉サービスを利用している場合には担当相談支援専門員やサービス事業者などから、できるだけ多面的な情報を収集します。

### 《情報収集する際の留意事項》

- ・ 障害者虐待に関する個人情報については、個人情報保護法の第三者提供の制限（同法第23条）の例外規定に該当すると解釈できる旨の説明や、相談支援事業者等との契約において包括的な同意のもとに個人情報の提供が可能な場合には、その旨を説明します。
- ・ 情報収集とともに協力を依頼する場合など、通報内容に関する情報提供が必要なこともありますが、その情報の取り扱いについては慎重にしよう注意を喚起します。



《関係機関から収集する情報の種類等》

- 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- 生活保護受給の有無（受給していれば、生活援護室を通じて詳しい生活歴を把握。また、援助の際に生活援護室の担当職員と連携を図る。）
- 障害福祉サービス等を利用している場合は、担当相談支援専門員や利用している障害福祉サービス事業所などからの情報
- 医療機関からの情報
- 警察からの情報
- 民生委員・児童委員からの情報

### (3) 訪問調査

虐待の事実を確認するためには、できるだけ訪問し、障害者の心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが必要です。

ただし、訪問による面接調査は、障害者本人や養護者・家族等にとっては抵抗感が大きいと、調査を拒否するケースもあると考えられます。一度信頼関係が損なわれると、その後の対応や支援が難しくなりますので、訪問調査を行う場合には、以下の点に留意して実施します。

《訪問調査を行う際の留意事項》

① 信頼関係の構築を念頭に

障害者本人や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わってくる重要な要素です。そのため、訪問調査は虐待を受けている障害者ととも養護者・家族等を支援するために行うものであることを障害者と養護者・家族等に十分に説明し、理解を得るように努力します。

② 複数の職員による訪問

訪問調査の際は、客観性を担保するため、原則として2人以上の職員で訪問します。また、障害者本人と養護者等双方への支援が必要ですので、別々に対応し支援者との信頼関係を構築するよう努めます。

③ 保健師等の立ち会い

通報等の内容から医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに迅速に判断・対応がとれるよう、保健師等が訪問調査に立ち会うことがあります。

④ 障害者、養護者等への十分な説明

訪問調査にあたっては、障害者及び養護者に対して次の事項を説明し理解を得ることとします。

- ・ 職務について・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について・・・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者自立支援法、障害者虐待防止法などで保障されていること、それを擁護するために市がとり得る措置に関する説明

⑤ 障害者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

障害者や養護者の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮を行います。

- ・ 身体状況の確認時・・・性的虐待や衣服を脱いで確認する場合は同性職員が対応する。
- ・ 養護者への聞き取り・・・第三者がいる場所では行わない。
- ・ 訪問調査→措置入所時・・・養護者不在時に訪問調査や障害者の保護を行った場合は、訪問調査や保護の事実と法的根拠、趣旨、連絡先等を明記した文書を分かりやすい場所に置いておく。置く場所は第三者の目に触れないところにする。

《事実確認と情報収集のポイント》

- 原則として自宅を訪問する
  - ・ 一方的に虐待者を悪と決めつけず、先入観を持たないで対応する。
  - ・ 本人と虐待者は別々に対応する。（できれば、本人と虐待者の担当者は分け、チームで対応する。他に全体をマネジメントする人も必要。）
  - ・ 事案によっては、健康相談など別の理由による訪問とすることを検討する。
  - ・ 虐待者に虐待を疑っていることがわからないよう対応する。
- ※ 虐待通報を受けての訪問であることを明示する場合があります。
  - ・ プライバシー保護について説明する。
- 収集した情報に基づいて確認を行う
  - ・ 介護者の介護負担をねぎらいながら、問題を一緒に解決することを伝えながら情報収集に努める。
  - ・ 関係者から広く情報を収集する。（家の状況、居室内の状況、本人の様子など）
- 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する
  - ・ 緊急分離か見守りか。
  - ・ 一時分離かサービス提供、家族支援か。

- ・ 介護負担軽減を図るプランを提案する。
- ・ 病院か施設か。
- ・ 自分の価値観で判断せず、組織的に判断しましょう。

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人PandA-J）を参考に作成

#### (4) 介入拒否がある場合の対応

介入を拒否された場合、養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討します。

ただし、障害者の生命や身体に関する危険性が認められる場合には、養護者等の拒否的な態度に関わらず立入調査を始めとした権限の行使により、障害者の安全確保を検討しなければなりません。

##### 《介入拒否の場合の対応》

###### ① 関わりのある機関からのアプローチ

当該障害者が障害福祉サービス等を利用している場合には、相談支援専門員や障害福祉サービス事業所職員などから養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の障害福祉サービスが利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

###### ② 医療機関への一時入院

障害者に外傷や疾病があったり体力の低下などが疑われる場合には、医師や医療機関に協力を仰いで検査入院等の措置を取り、その後の対応を検討することが必要なときもあります。また、障害者と養護者を一時的に分離させることにより、養護者等への支援が効果的に行える場合もあります。

###### ③ 親族、知人、地域の関係者からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合には、それらの人に養護者の相談にのってもらいながら、障害者や養護者等の状況確認や障害者虐待防止センター等へのつなぎに協力していただくなどの方法も考えられます。

## 6 個別ケース会議

### (1) 個別ケース会議の開催

#### ア 出席者

通報等を受けたときは、訪問調査等による事実確認によって障害者本人や養護者の状況を確認した後、「障害者虐待対応協力者」と対応について協議することが規定されています。（第9条）

そのため、市担当職員や障害者虐待防止センターのほか、今後の支援に関わる関係機関や専門的な対応が必要となる場合には専門職に出席を依頼します。

#### 《個別ケース会議のメンバー構成》

コアメンバー	障害者虐待防止事務を担当する市職員及び担当課管理職。事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む。事案対応にあたって緊急の判断が求められることがあるため、市担当課管理職は必須。 <b>市関係担当者、市障害者虐待防止センター</b>
ケース対応メンバー	虐待の事案に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者。 <b>市関係担当者、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、医療機関、労働関係機関等</b>
専門家チーム	専門的な助言・支援など、スーパーバイズにあたる専門職。 <b>警察、弁護士、医療機関等、社会福祉士、精神保健福祉士等</b>

#### イ 検討・決定すべき事項

個別ケース会議は、個別の虐待事案に対する援助方針、支援内容、各機関の役割、主担当者、連絡体制等について協議を行う場であり、障害者虐待への対応の中で中核をなすものです。

支援方針の検討に当たっては、障害者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認、尊重しつつ、表出されていないニーズについてもアセスメントするようにします。

## 《個別ケース会議の業務》

<ul style="list-style-type: none"><li>○ ケース対応メンバー、専門家チームへの参加要請</li><li>○ 事案のアセスメント</li><li>○ 援助方針の協議</li><li>○ 支援内容の協議</li><li>○ 関係機関の役割の明確化</li><li>○ 主担当者の決定</li><li>○ 連絡体制の確認</li><li>○ 会議録、支援計画の作成</li><li>○ 会議録、支援計画の確認</li></ul>	} 参加メンバーによる協議
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------

### ① 課題の明確化と対応方針の決定

虐待解消に向けて解決すべき課題を整理します。障害者、養護者・家族等のそれぞれについて、課題を明確にします。

また、それぞれの課題について、障害者、養護者・家族等の意見・希望を尊重しつつ、障害者の安心した生活の確保に繋がるのか見極めながら対応方針を決定します。

具体的には、虐待の程度や態様によって、「相談、訪問、見守りを中心とした予防的支援」、「障害福祉サービスの導入等、負担軽減のための社会資源活用による支援」、「障害者の保護や養護者との分離（一時的な分離を含む）」を念頭に置いた支援等が考えられます。

このとき、対応の優先順位についても検討・決定します。

### ② 課題の解決に向けた対応と役割分担の決定

対象者ごとのそれぞれの課題に対して、対応の結果どのような状態になることが望ましいか検討して目標を設定します。

併せて必要な対応や段取りを設定し、どの機関が担当するかを決めておきます。

なお、単に「関係者全員で見守る」などとすると、どの機関が何をするのかが不明確になり、十分な対応ができない場合もありますので、対応と役割分担はできるだけ具体的に決めておくこととします。

③ 評価期限の設定

どのくらいの期間で設定した目標を達成できるか想定し、あらかじめ評価期限を設定します。

評価期限が到来したら再度個別ケース会議を開催し、対応状況の確認や対応方針の修正を行います。

また、期限前であっても、状況の変化に応じて個別ケース会議の開催が必要になる場合がありますので、連絡体制を整備しておきます。

④ 積み残し課題の整理

対応が必要ではあるが、現時点では対応が困難な課題があれば、留意点として整理しておきます。

## 7 支援・対応の評価

### (1) 支援・対応の評価会議の開催

#### ア 出席者

この評価会議は、個別ケース会議で決定した対応方針に基づいて行った対応を振り返り、適切だったかどうかについて検討するものです。

初動対応に関する評価会議と異なり、支援・対応の評価会議では、常に終結の可能性を念頭に置きながら実施します。

市担当職員及び障害者虐待防止センターの職員が出席して行います。

#### イ 評価の視点

ここでは、対応方針に基づく実施状況等について、以下の視点から評価します。

#### 《評価の視点》

- 対応の結果確認された事実を基に判断した場合、設定した目標を変更する必要があるか。
- 設定した目標に向けて、予定どおりに取り組むことができたか。（だれが、いつ、何をしたか。）
- 障害者本人の意向や状況はどうか。
- 養護者の意向や状況はどうか。

《設定した目標の変更の必要性を検討するための視点》

- 虐待の発生要因や課題が解消したか。
- 虐待を再発させる要因が残されていないか。
- 障害者、養護者が支援を受け入れているか。
- 状況の変化により、新たな問題が生じていないか。
- 障害者が安心して生活できる環境や体制ができているか。
- 障害者本人の意向に変化はないか。
- 養護者の意向に変化はないか。
- その他の家族、近隣住民、関係者等に関する課題が生じていないか。

ウ 終結に向けた検討

対応の結果、実際に虐待が解消されたか検討して、事案の終結が可能かどうかの判断をします。

① 虐待が解消していない場合

虐待が解消していない要因を分析し、課題や目標を見直す必要があるか検討します。

② 虐待が解消された場合

事案の終結に向けて、虐待対応を継続する必要があるか検討します。

虐待対応としては継続の必要がないと判断した場合は、関係機関への引き継ぎなど、今後の継続的な支援の必要性について検討します。

エ 評価記録の作成・報告

対応の実施状況、目標の達成状況、確認された事実については、評価記録を作成して把握・評価します。また、その結果については、透明性の確保から地域自立支援協議会に報告することとします。

## 8 養護者（家族等）への支援

### (1) 養護者（家族等）支援の意義

障害者虐待防止法では、市は、「養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずる」と規定しています。（第14条第1項）

また、障害者虐待防止センターにおいても、「養護者による障害者虐待の防止及び養護者による障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行う」としています。（第32条第2項第2号）

障害者虐待事案への対応は、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考えて対応することが必要です。

障害者に重度の障害があったり、養護者に障害に関する介護の知識がないために介護疲れによって虐待が起きる場合や、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態にあるなど、障害者虐待は様々な要因が絡み合って生じていると考えられます。そのため、これらの要因をひとつひとつ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、障害者に対する虐待も予防できると考えられます。

虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する視点を持って対応します。

#### 《養護者に対する支援の視点》

##### ① 養護者との間に信頼関係を確立する

支援者は、養護者を含む家族全体を支援するという視点に立ち、養護者等との信頼関係を確立するように努める必要があります。そのためには、できれば障害者の保護等を行う職員と養護者への支援を行う職員を分けることも検討します。

##### ② 家族関係の回復・生活の安定

支援の最終的な目標は、家族関係の回復や生活の安定にあります。援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって障害者や養護者・家族の状況を再評価し、最終目標につなげていきます。

##### ③ 養護者の介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

介護負担が虐待の要因と考えられる場合には、障害福祉サービスや各種地域資源の利用、家族会等への参加、カウンセリングの利用を勧め、養護者等の介護負担やストレスの軽減を図るようにします。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、短期入所や通所サービスなど、養護者が障害者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを



積極的に利用するよう勧めます。

障害福祉サービスを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

障害者に重度の障害があり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

また、介護をしている養護者に対する周囲の人々の何気ない一言が養護者を精神的に追いつめてしまうこともあります。支援者を含め家族や親族が養護者の日々の介護に対するねぎらいの言葉をかけたり支援することにより、養護者の精神的な支援を行います。

#### ④ 養護者への専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

#### Point

対応の過程で養護者から不当な要求や脅し等が行われる場合もあります。こうした場合には、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応を図ることが必要となります。

例えば、窓口を一本化させ、統一的な方針の下に毅然とした態度で臨む、職員一人で対応しない、やり取りを記録に残しておく、必要に応じて専門家チームの助言を仰ぐなどの対応があります。

## (2) 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

### ア 法的根拠

障害者虐待防止法では、市は、「養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に障害者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずる」と規定しています。（第14条第2項）

障害者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば障害者虐待につながり得る場合、あるいは緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、積極的に当該措置の利用を検討する必要があります。

#### イ 居室の確保策

障害者虐待防止法第14条第2項に規定する「居室を確保するための措置」としては、独自に短期入所するための居室を確保して対応する方法も考えられますが、地域によって居室の空き状況などが異なることから、状況に応じた対応を行います。

#### ウ 継続的な関わり

障害者が短期入所している間も、支援担当者は障害者本人と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながら適切な相談、助言等の支援を行います。

## 9 モニタリング・虐待対応の終結

### (1) 定期的なモニタリング

緊急的又は集中的な対応が一段落着いた場合であっても、その後に再度状況が悪化するおそれもあります。このため、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じてモニタリングを行います。具体的には、市担当職員や相談支援専門員等が定期的な訪問を継続し、また、訪問だけでなく、援助を行う関係機関からの聞き取りなどにより障害者や養護者等の状況を把握します。こうして、障害者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、必要に応じて新たな支援を検討します。

### (2) 関係機関との連携による対応

モニタリングは、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、個別ケース会議において、事前に関係機関による役割分担や連絡体制等を明確にし、常に連携して対応します。ネットワークを構成する機関と定期的に情報交換や意見交換等を行いながら、信頼関係を構築するようにします。

### (3) 再アセスメント・対応方針の修正

障害者や養護者等の状況が変化し、当初の対応方針では十分な対応ができなくなった場合には、速やかに関係機関との個別ケース会議を開催して、再アセスメント、対応方針の修正を行い、関係機関による援助内容を変更していきます。

#### (4) 虐待対応の終結

虐待対応の終結とは、虐待行為が解消されたことにより障害者虐待防止法による対応を行わなくなることです。このときの判断基準としては、虐待行為そのものの解消だけでなく、虐待の発生要因が除去されることにより虐待行為が発生しないと判断されることが必要です。

虐待対応が終結した後も支援が必要な状態が継続することがありますが、虐待対応と通常の支援は区分して扱います。虐待対応が終結したと思われた時点で状況を整理して会議に諮り、組織的に虐待対応の終結を決定します。その後の生活の支援については、通常業務として市や相談支援事業所に引き継ぐとともに、虐待の再発があったときなどに速やかに把握できるよう、必要な関係機関に情報を提供します。

## 2. 市の権利行使

### 1 権利行使

#### (1) 立入調査

##### ア 法的根拠

障害者虐待防止法では、市長は、「養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる」と規定しています。（第11条第1項）

##### Point

- ・ 立入調査は強制力の行使を伴いますので、その要否については、市の担当課の管理者が判断します。
- ・ 立入調査は第32条に規定する障害者虐待防止センターの業務には含まれないので、市の障害福祉所管課職員が行うこととします。

また、市長は、立入調査の際には障害者の生命又は身体の安全確保に万全を期する観点から、必要に応じて適切に、障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとしています。（第12条第2項）

##### イ 立入調査の要否の判断

###### ① 立入調査の要否の判断の際に検討すべき事項

立入調査は強制力の行使を伴うことから、事実確認を行う中で障害者の生命又は身体の安全が確認できなかった場合に、立入調査の要否を判断します。

当事者から情報が取れない場合であっても、親族、障害福祉サービス事業所職員又は支援者等へのアプローチなどで必要な情報が取れると判断したときは、その方法を優先します。

これらの手立てを尽くしても障害者の生命又は身体の安全が確認できないときは、立入調査を実施します。

## ② 立入調査判断基準

### 《立入調査が必要と判断される状況の例》

- 障害者の姿が長期にわたって確認できず、また養護者が訪問に応じないなど、接近する手がかりを得ることが困難と判断されたとき。
- 障害者が居所内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような事態があるとき。
- 何らかの団体や組織、あるいは個人が、障害者の福祉に反するような状況下で障害者を生活させたり、管理していると判断されるとき。
- 過去に虐待歴や援助の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に障害者を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき。
- 障害者の不自然な姿、けが、栄養不良、うめき声、泣き声などが目撃されたり、確認されているにもかかわらず、養護者が他者の関わりに拒否的で接触そのものできないとき。
- 入院や医療的な措置が必要な障害者を養護者が無理やり連れ帰り、屋内に引きこもっているようなとき。
- 入所施設などから無理やり引き取られ、養護者による加害や障害者の安全が懸念されるようなとき。
- 養護者の言動や精神状態が不安定で、一緒にいる障害者の安否が懸念されるような事態にあるとき。
- 家族全体が閉鎖的、孤立的な生活状況にあり、障害者の生活実態の把握が必要と判断されるようなとき。
- その他、虐待の蓋然性が高いと判断されたり、障害者の権利や福祉上問題があると推定されるにもかかわらず、養護者が拒否的で実態の把握や障害者の保護が困難であるとき。

## ウ 立入調査の実施体制

### ① 立入調査の執行にあたる職員

- ・ 予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
- ・ 市担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断することのできる保健師等の同行も有効です。
- ・ 市担当職員が行います。障害者虐待防止センターの職員だけでは実施できません。

## ② 警察との連携

### (7) 根拠規定

障害者虐待防止法では、市長は、「立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる」と規定しています。（第12条第1項）

また、市長は、「障害者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならない」としています。（第12条第2項）

### (1) 援助要請の手続き

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市担当職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに援助依頼を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

### (2) 警察による援助の概要

立入調査そのものは、市が法に基づいて主体的に実施するもので、警察官の職務ではありません。警察官は、現場に臨場したり、現場付近で待機したり、状況によって市担当職員と一緒に立ち入ります。

警察官は、障害者の生命又は身体の安全を確保するために、警察官職務執行法その他の法令に定める措置を講じます。

こうした連携を円滑に行うためには、普段から必要な場合はケース会議に参加してもらうなど、警察署との連携体制を構築することが必要です。

### 《警察官職務執行法による措置の例》

- 保護（警職法第3条）  
病人、負傷者等で適当な保護者を伴わず、応急の救護を要する者を、取りあえず警察署、病院等の適当な場所において保護すること。
- 犯罪の予防及び制止（警職法第5条）  
犯罪がまさに行われようとするのを認めたときに、その予防のため関係者に必要な警告を発し、急を要する場合にその行為を制止すること。
- 立入（警職法第6条）  
危害を予防し、損害の拡大を防ぎ、又は被害者を救助するために、合理的に必要と判断される限度において他人の土地、建物の中に立ち入ること。

### ③ その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健福祉サービスセンターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などの手配をあらかじめ行っておく必要があります。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周知な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくこととします。

## エ 立入調査の実施方法の検討

### ① まずは、立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼のタイミングや内容等を判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これを行うとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる、等）を綿密に行うことが必要です。

### ② 立入調査の執行について、養護者等に事前に知らせる必要はありません。

### ③ 立入調査ではタイミングがポイントであり、個々の事案の入念な検討、関係者の協議に基づく判断が必要になります。例えば、障害者と養護者が共に在宅しているときと、養護者が外出しているときのいずれが良いかなどについて、慎重に検討します。

## オ 立入調査の留意事項

### ① 立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示します。（第11条第2項）（P55【参考】「身分証明書」参照）

- ② 養護者、家族等に対して、立入調査は、法律に基づいた行政行為であることを説明します。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。

また、障害者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

- ③ 保護の判断と実行

障害者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、できれば健康状態の確認は、同行の医療職による診断的チェックを受けることが望ましいと考えられます。

障害者から話を聞ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

障害者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、障害者本人の同意を得た上で写真等により記録しておきます。

障害者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、障害者の生命や身体に関わる危険が認められるときには、緊急入院や入所措置によって、障害者と養護者を分離し保護します。

このとき、養護者の意思に反する場合であっても実行に踏み切ることが必要です。

- ④ 緊急の障害者と養護者の分離が必要でないと判断されたとき

緊急に障害者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行います。

なお、緊急の対応が不要になったとしても、障害者及び養護者が支援を要すると判断される場合には、継続的に関わりを持つことが必要となります。

各機関におけるサービスの説明や、何かあればいつでも相談に乗ることを伝え、支援につなげやすくします。

## カ 調査記録の作成と関係書類等の整備

- ① 立入調査執行後は、調査記録を作成します。
- ② 関係書類については、障害者の外傷の状況記録や医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておきます。



【参考】 身分証明証様式

(表)

証 票	
第 号	年 月 日 交付
所 属	
氏 名	
<p>上記の者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第 11 条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。</p>	
姫 路 市 長	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">姫 路 市長印</div>

(裏)

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律  
(通報等を受けた場合の措置)

第9条 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は障害者からの養護者による障害者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障害者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第35条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「障害者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

2 市町村は、第7条第1項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護するため迅速に当該市町村の設置する障害者支援施設又は障害者自立支援法第5条第6項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させる等、適切に、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置を講じるものとする。この場合において、当該障害者が身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者（以下「身体障害者」という。）及び知的障害者福祉法にいう知的障害者（以下「知的障害者」という。）以外の障害者であるときは、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして、身体障害者福祉法第18条第1項又は若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を適用する。

3 市町村長は、第7条第1項の規定による通報又は第1項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る障害者に対する養護者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援が図られるよう、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

第11条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

2 前項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

## 2 積極的な介入の必要性が高い場合の対応

個別ケース会議において、生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くことが予測されると判断された場合には、迅速かつ的確な対応が必要となります。

こうした場合、虐待を受けている障害者の生命の安全を確保することが最重要ですので、場合によっては障害者本人や養護者の意向に関わらず、速やかに市担当課や関係機関に連絡するとともに、医療機関や必要が認められるときには警察への通報も行います。

### ア 障害者の保護（養護者との分離）

障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくとなれば重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、障害者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討します。

また、これによって、障害者の安全を危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことができたり、一時的に介護負担等から解放されることで養護者も落ち着くことができるなど、援助を開始する動機づけにつながる場合もあります。

#### ① 迅速な対応

事案によっては可能な限り速やかに障害者の保護・分離をすることが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することとします。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とします。

#### ② 保護・分離の要否の判断

障害者の保護・分離の必要性については、相談、通報等への対応や事実確認調査の一連の流れの中で判断することとし、その判断は担当者個人ではなく組織として決定します。そのため、個別ケース会議等を通じ、関連機関・関係者との協議を行うなど、できる限り客観的で慎重な判断を行います。

#### ③ 保護・分離の手段

虐待を受けた障害者を保護・分離する手段としては、契約による障害福祉サービスの利用（短期入所、施設入所等）、やむを得ない事由等による措置（施設入所、短期入所等）、医療機関への一時入院、市独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

障害者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討します。

## イ やむを得ない事由による措置

### ① やむを得ない事由による措置を行う場合

保護・分離の一手法として、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市長による「やむを得ない事由による措置」があります。

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による障害福祉サービスを利用することが著しく困難な障害者に対して、市長が職権により障害福祉サービスを利用させることができるというものです。

障害者虐待防止法では、通報等の内容や事実確認によって障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合には、障害者に対する養護者による障害者虐待の防止及び当該障害者の保護が図られるよう、適切に身体障害者福祉法第18条第1項又は第2項（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）、知的障害者福祉法第15条の4又は第16条第1項第2号（障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置）の措置を講じることが規定されています。また当該障害者が身体障害者及び知的障害者以外の障害者である場合は、身体障害者又は知的障害者とみなして、上記の規定を適用することも定められています。（第9条第2項）

### ② 虐待を受けた障害者の措置のために必要な居室の確保

障害者虐待防止法では、市は、養護者による虐待を受けた障害者について、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるとしてしています。（第10条）

「居室を確保するための措置」としては、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）の一時保護のための居室の確保等を活用します。

### ③ 面会の制限

障害者虐待防止法では、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」が採られた場合、市長や障害者支援施設等の長は、虐待の防止や障害者の保護の観点から、養護者と障害者の面会を制限することができるとしてしています。（第13条）

### (7) 面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から障害者への面会申し出があった場合には、担当職員は障害者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、個別ケース会議等において市と協議して面会の可否に関する判断を行います。その際には、障害者の安全を最優先します。

また、面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市担当職員が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

(イ) 施設側の対応について

障害者虐待防止法では、障害者支援施設等の長も面会を制限することができるがありますが、その際には、できる限り事前に市と協議を行うこととします。

虐待を事由にして「やむを得ない措置」を採る場合には、市は障害者支援施設等に対して、養護者から直接面会の要望があった場合の対応について指示しておくとともに、措置の継続中は、市と障害者支援施設等とは定期的に協議を行い、障害者や養護者の状況と面会希望時の対応を確認しておきます。

(ロ) 契約入所や入院等の場合

虐待を受けた障害者が、「やむを得ない事由による措置」ではなく、契約による施設入所や入院した場合については、障害者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合であっても、養護者と面会することによって障害者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、市と協議して養護者に対して障害者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することがあります。

(ハ) 施設入所者に対する養護者の虐待について

既に障害者支援施設等に入所している障害者に対して、養護者が面会の際に、年金等の財産の使い込みや通帳引き渡しの強要、自宅への引き取りの強要、暴言等の虐待を繰り返すような場合には、養護者による虐待を防ぐための対策を講じます。そのうえ、関係機関との連携の下、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用につなげるなどの対応を図ります。

④ 措置後の対応

やむを得ない事由による措置によって障害者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではありません。措置入所は、障害者と養護者の生活を支援する過程における手段の一つと捉え、障害者が安心して生活を送ることができるようになることを最終的な目標とします。

施設等に保護された障害者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、障害者に対する精神的な支援が重要です。

また、保護された障害者が特に介護の必要がなく自立している場合には、障害者施設的环境になじめないことも予想されるため、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題となります。可能な限り障害者本人の意思を尊重し、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、障害者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援を行います。

この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合には、口座を変更するなど関係機関との連携を図ります。

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、障害者の年金で生活していたため収入がなくなり生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。

養護者に対しても、保護した障害者と同様に精神的な面での支援が必要ですので、障害者虐待防止対策支援事業（国庫補助事業）のカウンセリングの活用など、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。また、場合によっては経済的問題についての相談機関を紹介するなど必要な支援を行います。

## ⑤ 措置の解除

身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法の規定による措置によって施設に一時入所した障害者の措置が解除される場合としては、以下のような例が考えられます。

### (ア) 自立した生活に移行する場合

保護によって障害者が落ち着き、今後、養護者の元に戻るより独立した生活を営んだ方が良いと判断される場合、退所するまでは地域移行支援、退所した後には地域定着支援の対象となる場合がありますので、これらの制度を活用しながら継続的に支援を行うことが必要です。

### (イ) 家庭へ戻る場合

関係機関からの支援によって養護者や家族の状況が改善し、障害者が家庭で生活することが可能と判断される場合、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による障害者や養護者等への手厚いフォローが必要と考えられます。

### (ウ) 障害福祉サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

保護によって障害者が落ち着き、自ら障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、後見人等が選任されたことによって障害福祉サービスの利用に関する契約が可能になった場合などが考えられます。

また、やむを得ない事由による措置が継続している場合でも、少人数集団での支援が望ましいなど障害者本人の状況に応じてグループホーム・ケアホームへの移行を検討した方がよい場合があります。

### 3 その他の障害者支援

個別ケース会議の結果、積極的な介入の必要性が高くないと判断される場合においても、虐待状況や要因、障害者本人や養護者等の状況に関するアセスメントに基づき適切な支援メニューを選定します。

その際、関係機関や地域資源が連携して、包括的に障害者支援を図ることとします。

また、障害者虐待防止法では、国及び地方公共団体は、障害者虐待を受けた障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、居住の場所の確保、就業の支援その他の必要な施策を講ずるものとしています。（第41条）

#### ア 適切な障害福祉サービス等の導入

障害者が適切な障害福祉サービスを受けていない場合には、障害者本人に対する支援及び養護者の介護負担の軽減の観点から、積極的にサービスの導入を図ります。

医療機関への受診が必要な場合には、専門医を紹介し、診断・治療につなげます。

経済的な困窮がある場合には、生活保護の担当者につなぎ、状況によっては職権による保護を検討します。就業が必要な場合には、就労関係機関と連携して対応します。

### 4 成年後見制度等の活用

#### ア 法的根拠

虐待を受けている障害者の権利を擁護する方法として、成年後見制度の活用も含めた検討を行う必要があります。

障害者虐待防止法でも、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により、適切に市長による成年後見制度の利用開始の審判請求（以下「市長申立」といいます。）をする」ことを規定しています。（第9条第3項）

## イ 成年後見制度活用の判断

成年後見制度は、判断能力が不十分な人を対象とする制度であるため、制度利用に当たって本人の自発的な意思と行動にのみ期待することに無理があることは当然です。とりわけ、身近に頼りになる親族等がない場合には、市による公的な支援は欠かせません。

また、障害者虐待は、家族等の身近な人による保護が十分に行われていなかったり、あるいは身近な人自身が虐待を行っている当事者であることも少なくありません。

被虐待者の判断能力が不十分な場合には、成年後見制度を活用することが課題解決につながる可能性のあることを前提に検討を行います。

なお、法定後見の申立ては、原則、本人・配偶者・4親等内の親族等が行いますが、市長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認すれば足りる取扱いとしています。

また、社会福祉協議会では、日常生活に不安を感じたり、判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業も実施されています。

これらの制度の活用も念頭に置いた支援策を検討します。

## ウ 留意事項

### ① 市長申立ての原則

市長の申立て決定の判断に際しては、客観性、公平性を担保しつつ、迅速で円滑な申立て決定が必要となります。市においては、本人への援助をどこまで行政の役割と位置づけるべきか、また、援助の方法として成年後見制度をどこまで活用すべきかの判断が問題となります。

#### 《市長申立てを最終決定する際の判断材料》

- 成年後見人等が就任することで、現在の問題は改善するか。その際の成年後見人等に期待する支援内容はなにか。
- 成年後見制度以外の支援方法はないか。
- 市長以外に申立てを行える親族はいないか。また、本人申立てに切り替えることができる可能性はないか。
- 成年後見人候補者は決定しているか。
- 申立て費用は求償できるか。
- 審判前の保全処分の必要性はあるか。

意思決定の明確化、申立事務の点検や検証などを行うために、審査会のような仕組みの設置を検討します。審査会は、行政機関内の関係課により構成されるもの、法律等の専門家などの第三者を加えた委員会とするなど多様な形態を検討することとします。

《市長申立てについて》

- 市長申立てを行うに当たっては、市は、基本的には2親等内の親族の意思を確認すれば足りる取扱いになっています。（ただし、2親等以内の親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって申立てをするものの存在が明らかである場合には、市長申立ては行われなことが基本となります。）
- なお、虐待等の場合で2親等内の親族が申立てに反対する場合も考えられます。そのような場合には、2親等内の親族がいたとしても、本人の保護を図るため、市長申立てが必要となる場合があります。



## 【参考】 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度です。平成12年4月から、高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、自己決定の尊重、ノーマライゼーション等の新しい理念と従来の本人の保護の理念との調和を旨として、新たな制度に改正されました。

### ○ 法定後見制度

家庭裁判所が成年後見人等を選任する制度です。判断能力の程度に応じて補助、保佐、後見があり、その対象は次のようになっています。

「補助」：精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害など）により判断能力が不十分な人

「保佐」：精神上的障害により判断能力が著しく不十分な人

「後見」：精神上的障害により常に判断能力を欠く状態にある人

これらの類型に応じてそれぞれ保護する人を補助人、保佐人、後見人とし、利用者の申立により家庭裁判所が選任するものです。成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

具体的に本人を保護する方法としては、法的な権限として①同意権・取消権（後見人の同意なしに行った本人の法律行為を取消（無効）にする権限）と②代理権（後見人等が本人に代わって法律行為を行う権限）が後見人等に与えられています。

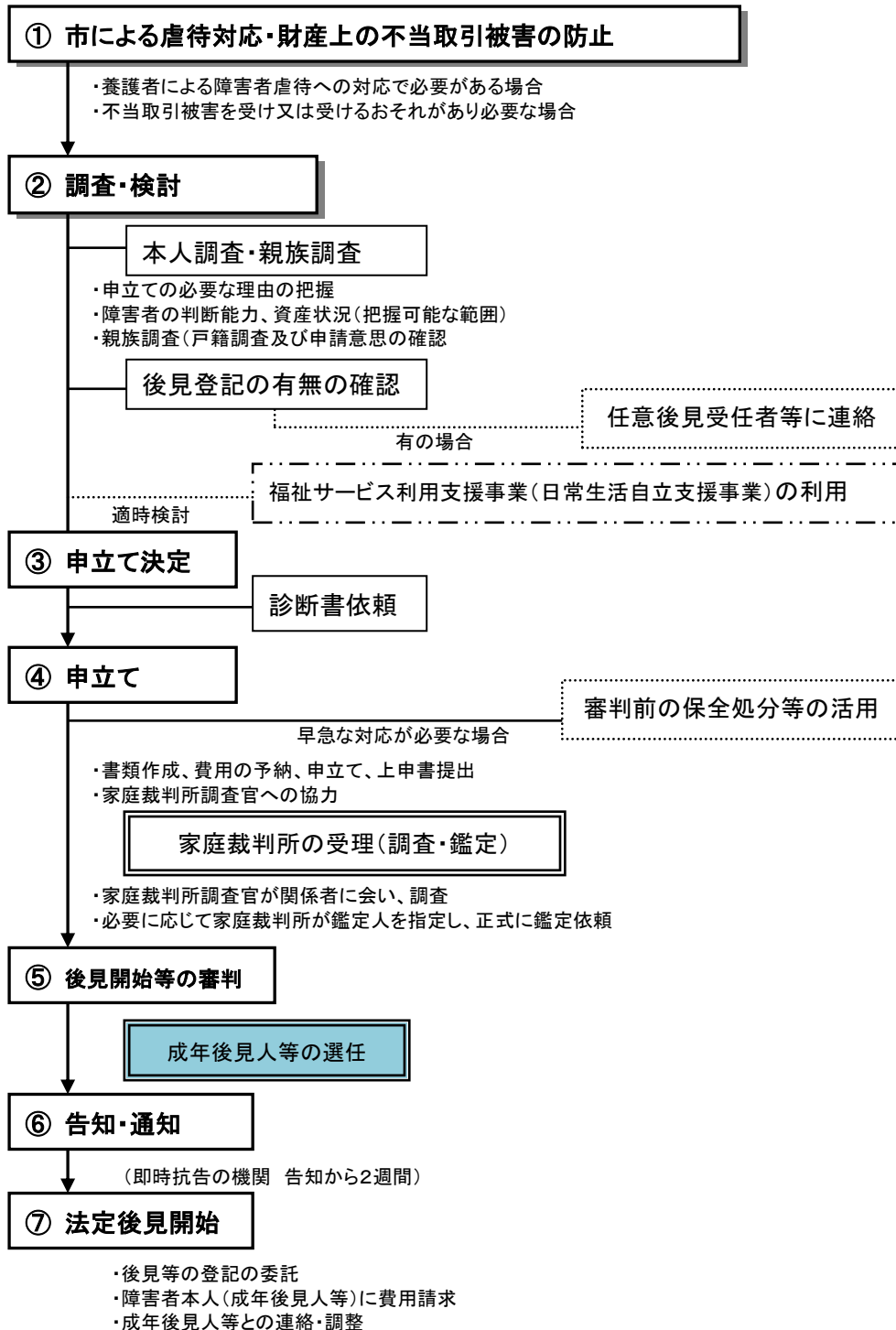
### ○ 任意後見制度

あらかじめ任意後見人を選任し、高齢者などの判断能力が不十分になった場合に、あらかじめ締結した契約（任意後見契約）にしたがって保護するものです。

任意後見契約では、代理人である任意後見人となるべき者やその権限の内容が定められます。

※ 虐待に関する事案では、任意後見制度を利用する場合は、少ないと思われます。

【参考】 市長申立てフローチャート



## 【参考】 日常生活自立支援事業(あんしんネットひょうご)

日常生活自立支援事業は、認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

援助の内容には以下のようなものがあります。

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 苦情解決制度の利用援助
- ③ 住宅改造、居住家屋の賃貸、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助等
- ④ ①～③に伴う援助として「預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）」「定期的な訪問による生活変化の察知」)

本事業の対象となるのは、福祉サービスの利用や利用料の支払い、日常的金銭管理などについては自分の判断で適切に行うことが困難ですが、契約書や支援計画書の内容を理解することができる方です。

障害者虐待では、知的障害者、精神障害者に対する経済的虐待や財産上の不当取引による被害などの事案が発生しています。このような被害を防ぐための支援のひとつとして本事業の活用を検討します。

【窓口】 兵庫県社会福祉協議会、姫路市社会福祉協議会 ほか

## 5 財産上の不当取引による被害の防止

### (1) 被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

障害者虐待防止法では、市は、養護者や障害者の親族、障害者福祉施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関連機関を紹介することを規定しています。（第43条第1項）

この相談や関連部署・機関の紹介は、市の障害者虐待対応協力者に委託することがあります。

市は消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員・児童委員、相談支援専門員、居宅介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による障害者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市の消費者担当部局が基本）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

#### 【相談窓口】

消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、成年後見センター・リーガルサポート

### (2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合には、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。前述した市長申立も活用しながら、障害者の財産が守られるよう支援を行います。（第43条第2項参照）